

国際共同研究助成事務取扱要領

平成15年10月1日

平成15年度達第20号

(目的)

第1条 この要領は、国際共同研究助成規程（以下「規程」という。）第20条の規定に基づき、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「機構」という。）が国際共同研究助成事業（以下「助成事業」という。）を実施するために必要な事項の取扱いを定め、もって事務の適正な処理を図ることを目的とする。

(助成の実施)

第2条 助成は、会計年度毎に決定し実施するものとする。

(研究開発課題の公募)

第3条 規程第5条の研究開発課題の公募は、経済産業公報への掲載等により公告するものとする。

2 公募に当たり、公告すべき事項は次のとおりとする。

一 事業の概要

二 対象分野

三 応募の要件

四 助成規模

五 採択予定件数

六 募集期間

七 その他必要な事項

(研究チーム及び事務)

第4条 研究チームは、助成を受けた研究開発課題について、効果的に共同研究を遂行するものとする。

2 研究代表者及び会計担当者は、研究チームを構成する研究者の中から選任するものとする。

3 研究チームの事務は、次に掲げるところにより取り扱わせるものとする。

一 研究代表者は、研究チームを代表し、研究チームに関する事務を総括するものとする。

二 会計担当者は、研究代表者の指示に従い、研究チームの会計管理に関する事務を取り扱うものとする。

三 研究代表者及び会計担当者は、これを兼任することができる。

四 研究代表者及び会計担当者に事故があるときは、規程第13条に基づく変更承認申請が承認される日までの間、次によりその事務を取り扱うものとする。

イ 研究代表者の事務については、会計担当者

- ロ 会計担当者の事務については、研究代表者
- ハ 研究代表者及び会計担当者の双方に事故があるときは、研究チームを構成する他の研究者

(応募に必要な書類)

第5条 規程第7条の応募に当たって必要な書類は、次のとおりとする。

- 一 総表(1)〔研究代表者記入用〕 (様式第1号)
- 二 総表(2)〔会計担当者記入用〕 (様式第2号)
- 三 研究計画概要〔研究代表者記入用〕 (様式第3号)
- 四 申請予算総括表〔研究代表者記入用〕 (様式第4号)
- 五 研究計画概要〔研究者個人記入用〕 (様式第5号)
- 六 申請予算総括表〔研究者個人記入用〕 (様式第6号)
- 七 申請予算積算表〔研究者個人記入用〕 (様式第7号)
- 八 所属機関の長の承諾書
- 九 所属機関の概要(パンフレット、定款等)

(助成額の決定)

第6条 規程第9条に基づき助成の決定を行う場合、助成の額については、当該研究チームの申請額及び当該年度の予算額を総合的に勘案のうえ、決定するものとする。

(助成決定の通知)

第7条 規程第10条の助成決定通知は、様式第8号の1(継続に係る場合は様式第8号の2)によるものとし、通知に当たっては次の条件を付するものとする。

- 一 研究代表者については別紙1の1又は1の2、会計担当者については別紙2の1又は2の2及び共同研究者については別紙3の1又は3の2による誓約書を、定められた期限までに提出すること並びに当該誓約書の記載事項を遵守すること。
- 二 規程第13条第1項に掲げる事項に該当することとなったときは、機構に対し変更承認申請を行い、その承認を受けること。
- 三 その他機構が必要と認める事項

2 助成の決定の対象とならなかった研究チームについては、研究代表者に対しその旨を通知するものとする。

(申請の取下げ)

第8条 規程第11条の申請の取下げは、研究代表者から文書をもって行わせるものとする。

(請求及び支払)

第9条 規程第12条第1項の請求は、第7条の助成決定通知書に記載された助成の額(以下「助成研究費」という。)について、様式第9号により請求させるものとする。

2 規程第12条第2項の支払いは、原則として銀行振込の方法によるものとし、会計担当者に当該助成研究費専用の口座を開設させるものとする。

3 規程第 12 条第 3 項の領収書は、研究チームに対する助成研究費の支払額について、会計担当者から徴収するものとする。ただし、銀行振込みによる場合は、振込依頼銀行の副報告書をもってこれに代えることができる。

(変更承認等)

第 10 条 規程第 13 条第 1 項の変更承認は、次に掲げるところによるものとする。

一 研究の中止又は廃止 (様式第 10 号)

研究の中止は、研究者の事故等により研究チームが共同研究を一時的に中断する場合とし、廃止は、研究チームが共同研究を止める場合とする。

二 研究代表者又は会計担当者の変更 (様式第 11 号)

やむを得ない事由によりその事務が継続できなくなった場合とする。

三 助成研究者の変更 (様式第 11 号)

研究チームを構成する研究者の交代、増員又は減員を行う場合で、研究の遂行上必要かつやむを得ないと認められる場合とする。

四 研究開発内容の重大な変更 (様式第 11 号)

助成を決定した研究開発課題の主旨を逸脱しないと認められる場合とする。

五 所属機関の変更 (様式第 11 号)

助成研究者がその所属機関を変更する場合であって、助成を受けた研究の実施に支障がないと認められる場合とする。

2 変更承認申請をさせるに当たっては、次の書類を提出させるものとする。

一 前項第 2 号の場合は、当該変更に係る者の第 7 条第 1 項第 1 号の誓約書

二 前項第 3 号の場合で、研究チームに新たに加わる研究者があるときは、当該研究者に係る規程第 7 条第 2 項の文書及び第 7 条第 1 項第 1 号の誓約書

三 前項第 5 号の場合にあつては、変更後の所属機関に係る規程第 7 条第 2 項の文書 (研究報告書)

第 11 条 規程第 14 条の研究報告書の様式は、様式第 12 号のとおりとする。

(助成の決定の取消通知)

第 12 条 規程第 16 条第 2 項の通知の様式は、様式第 13 号のとおりとする。

(返還等の取扱い)

第 13 条 規程第 17 条第 1 項の「取消しに係る部分」の取扱いは、次に掲げるところによるものとする。

一 第 7 条第 1 項各号に掲げる条件の違反に係る取消しについては、当該取消日における研究チームの使用未済金額。ただし、当該取消日において支出負担行為済未払金額がある場合には、当該使用未済金額から当該未払金額を控除した金額

二 第 7 条第 1 項第 2 号に係る変更の承認をした場合において、その変更に伴い必要な助成研究費が減少する場合の取消しについては、その減少額

2 規程第 17 条第 2 項に基づく返還請求の様式は、様式第 14 号のとおりとする。

(継続申請書)

第 14 条 規程第 19 条の継続申請書は、機構が指定する期日までに様式第 15 号により提出させるものとする。

2 前項の継続申請書を提出させるに当たっては、当該研究チームの研究代表者に対し、あらかじめ通知するものとする。

(調査及び報告)

第 15 条 機構は、助成事業の公正かつ効率的な実施を図るため特に必要がある場合には、研究チームに対し調査し又は報告を求めることができる。

(守秘義務等)

第 16 条 機構は、助成事業を通じて研究チームから知得した秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

附 則

この要領は、平成 15 年 10 月 1 日から実施する。